

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和4年度「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」の実績報告書の提出について（通知）

日頃、本県の高齢者福祉の実施について、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書を各指定権者に御提出いただく必要があります。

については、令和5年3月サービス提供分まで加算を算定した場合、令和5年7月末日が提出期限となりますので、下記のとおり御提出いただきますようお願いします。

記

- 1 提出期限
令和5年7月31日（月）必着
- 2 提出書類
別紙様式3-1（実績報告書）、別紙様式3-2、3-3（施設・事業所別個表）
※様式は、鳥取県のホームページに掲載しています。 >><https://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>
- 3 提出方法
電子メール又は郵送
- 4 実績報告書の提出先・問い合わせ先
令和4年度各処遇改善計画書等を提出した各指定権者

※指定権者が鳥取県または南部箕蚊屋広域連合の場合は下表のとおり

担当	所在地	電話番号	メールアドレス
中部総合事務所 県民福祉局共生社会推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3128	chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部総合事務所 県民福祉局共生社会推進課	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	0859-31-9314	seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
南部箕蚊屋広域連合 事務局	〒683-0351 南部町法勝寺377-1	0859-39-6222	nan-mino@sanmedia.or.jp

- 5 留意事項
 - (1) 実績報告書の提出に当たっては、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年度分）（令和5年3月17日一部改正老発0317第4号厚生労働省老健局長通知）」を熟知の上、御提出をお願いします。
 - (2) 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、実績報告書提出時に添付していただく必要はありませんが、書類が適切に作成・保管されていることを確認し誓約いただくとともに、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管していただくようお願いします。

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 北村
電話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp